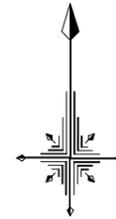


「都市計画法第34条第11号の規定により県条例で指定する土地の区域 西時津郷長券寺地区」

※「都市計画法第34条第11号の規定により県条例で指定する土地の区域は、図面の赤枠に囲まれた区域となります。」  
 条件として、区域内で建築する場合は、長崎県の条例及び規則に適合していることが必要となります。  
 また、土砂災害特別警戒区域は、建築物の敷地として取り込むことはできません。



長券寺

三九郎

凡例

表示(色)	種別
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	指定する土地の区域

縮尺 S=1 : 2, 500